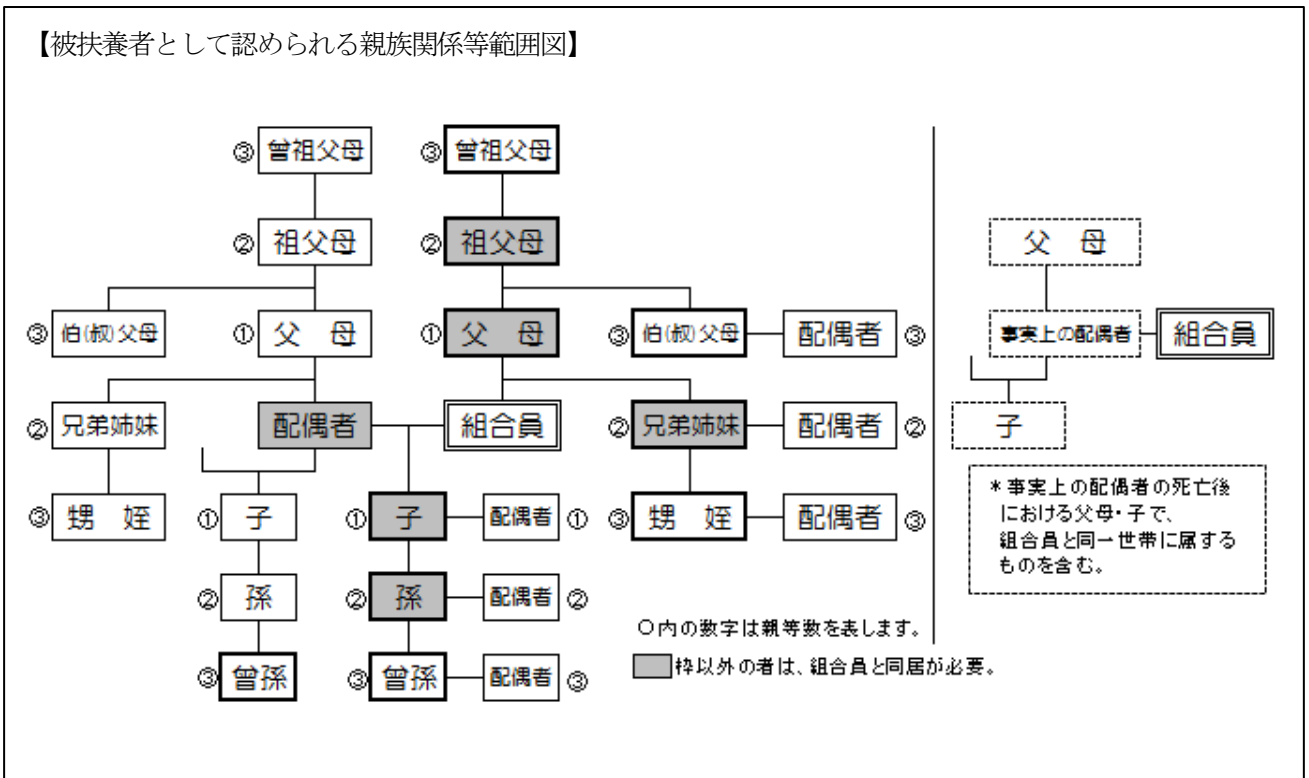


被扶養者の範囲

被扶養者は、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持しており、③日本国内に住所を有する者でなければなりません。

1 身分関係

被扶養者は、次に掲げるように一定の身分関係にあることを要し、組合員と同居でなくてもよい者と、同居であることが必要な者がいます。



2 生計維持関係

主として組合員の収入によって生計を維持されている者とは、生計の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者とされていますが、次に掲げる者は該当しないこととされています。

- ① 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者。
- ② 組合員以外の者が、認定を受けようとする者についての扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合。
- ③ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合、社会通念上その組合員が主たる扶養者でないとき。
- ④ 恒常的な収入が年額130万円以上あるとき。また、障害を事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は、他の収入とあわせて恒常的な収入が年額180万円以上あるとき。

※この場合の「年額」とは、暦年という1月から12月までの収入を指すものではなく、事由が発生した日から向こう12か月の収入推計額を指します。

また、「恒常的」とは3か月以上の期間のことを指し、「収入」とは、所得税法上の所得ではなく、被扶養者としようとするときにおける収入の総額を指します。

3 日本国内に住所を有する者

日本国内に住所を有する者とは、住民基本台帳に住民登録されている者（住民票が日本国内にある者）をいいます。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないものと判断します。

外国に留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、下記のとおり国内居住要件の例外として取り扱います。

【国内居住要件の例外】

① 外国において留学をする学生

学生が、留学後に現地で就職する場合は、使用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなった(※)ものとして取り扱います。

② 外国に赴任する組合員に同行する者

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

ワーキングホリデー制度は、通常の就労ビザとは異なり、主として休暇を過ごす意図を有するものと位置づけられているため、ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認められます。

④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者

「出生」「婚姻」等の特別な事情により新たな身分関係が生じた結果、海外赴任に同行する者と同様に、海外赴任後に日本で生活することが予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる者が該当します。

⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(※) 例外要件を満たさなくなった場合は被扶養者申告書を提出の上、認定取消手続きが必要となります。